様式第６７号の２の２（第３４条の２関係）

乳児等通園支援事業認可申請書

　　　　　　年　　　月　　　日

堺市長　　殿

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者職氏名）

児童福祉法第３４条の１５第２項の規定により、下記のとおり乳児等通園支援事業の認可を受けたいので、乳児等通園支援事業実施計画書を添えて申請します。

記

１　事業所名

２　事業所所在地

３　認可定員

４　事業開始予定日

別添

乳児等通園支援事業実施計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施方法 | □ | 一般型（在園児合同） |
| □ | 一般型（専用室独立型） |
| 認可定員 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 計 |
|  |  |  |  |
| 責任者 |  |
| 職員数 | 　　　　　　名（乳児等通園支援事業に従事する者の人数） |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| 平日の実施日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| □ | □ | □ | □ | □ |
| 平日の実施時間 | 　　　　時　　分　～　　　時　　分（　　時間） |
| 土曜日の実施 | □有　　□無 |
| （有の場合） | 　　時　　分　～　　　時　　分（　　時間） |
| 日・祝の実施 | □有　　□無 |
| （有の場合） | 　　時　　分　～　　　時　　分（　　時間） |
| 実費徴収など | （利用料金以外に徴収するものがあれば記載） |
| 食事の提供 | □有　　□無 |
| （有の場合） | □自園調理　□外部委託　□搬入施設からの搬入□その他（　　　　 　　　　　　　　　　） |
| （衛生面、栄養面等への対応）　※搬入施設からの搬入の場合のみ搬入施設名　　　　：　搬入施設所在地　：　 |
| 保護者への支援など |  |

|  |
| --- |
| 添付書類１　　職員体制計画書（別紙１）２　　職員の履歴書（別紙２）３　　職員の資格証明書（保育士証等の写し）４　　平面図（各室の用途及び面積が分かるもの）５　　各室面積表（別紙３）６　　こども誰でも通園制度にかかる全体計画７　　定款又は寄付行為（寄付行為は変更を行った場合のみ必要）８　　法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（登記簿の変更を行った場合のみ必要）９　　運営規程１０　事業開始年度の予算書１１　資産状況を示す書類１２　児童福祉法第３４条の１５第３項第４号の規定に該当しない旨の誓約書（別紙４） |

別紙１

　　　　年　　月　　日現在

職 員 体 制 計 画 書

１　職員体制

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 職　名 | 氏　名 | 年齢 | 資格の種類 | 専任・兼任の別 | 常勤・非常勤の別 | 勤務時間（週） | 備　考 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |

※　職員配置基準の対象となる非常勤職員がいる場合については、「備考」欄に「職員配置基準対象」と記入すること。

２　職員配置基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準上必要な職員数 | 配置職員数 |  |  |
| 常勤職員数 | 基準の対象となる非常勤職員 |
| 常勤換算した数 | 対象職員数 |
|  | 名 |  | 名 |  | 名 |  | 名 |  | 名 |

別紙２

　　　　年　　月　　日現在

職 員 の 履 歴 書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 年齢 |  | 歳 |
| 氏　　　名 |  |
| 現　住　所 |  | 生年月日 |  年 月 日 |
| 職　歴　等 |
| 期　　　間 | 勤　務　先　等 | 勤　務　内　容 |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 　　　　年　　月　～　　　　年　　月 |  |  |
| 最終学歴 | 　　　年　　月 |  | 卒業 |
| 資　格　等　（社会福祉、幼児教育） |
| 資格の種類 | 資格取得年月 | 資格番号等 |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　年　　　月 |  |

別紙３

　　　　年　　月　　日現在

各 室 面 積 表

各室面積

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 室　名 | 対象となる乳幼児の年齢 | 認可定員 | 面積（㎡） | 乳幼児１人当たり面積（㎡） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

※「室名」の欄には、「乳児室・ほふく室」「保育室」「遊戯室」の区分を記入し、「対象となる乳幼児の年齢」、「認可定員」及び「乳幼児１人当たり面積」の欄を記入すること。

別紙４

児童福祉法第３４条の１５第３項第４号の規定に該当しない旨の誓約書

　　　　年　　月　　日

堺　市 長　　　殿

住　　　　所

名　　　　称

氏　　　　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

児童福祉法第３４条の１５第３項第４号の規定に該当しないことを誓約いたします。

児童福祉法第３４条の１５第３項第４号

次のいずれにも該当しないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第５８条第２項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前６０日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が２分の１を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が２分の１を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が２分の１を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第５８条第２項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ　申請者が、第５８条第２項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

ト　申請者が、第３４条の１７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第５８条第２項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第７項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

チ　ヘに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前６０日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

リ　申請者が、認可の申請前５年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。